

# 1. 大阪府緊急事態措置の概要①

参考 1

① 区域 大阪府全域

② 期間 令和2年4月7日から令和2年5月6日

③ 実施内容

新型インフルエンザ特措法第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルスのまん延防止に向け、以下の対応を実施。

●外出自粛の要請（特措法第45条第1項）

府民に対し、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。特に、「3つの密」が濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請。

●イベントの開催自粛の要請（特措法第24条第9項）

イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

# 1. 大阪府緊急事態措置の概要②

参考 1

## ④ 今後予定している措置

### ●外出自粛等の協力要請の効果を見極めた上で、以下の施設の使用制限を検討。

(施設の使用制限を要請する場合の対応案)

種別	施設	対応
生活インフラ施設、 社会福祉施設、 政府の基本的対処方針において 事業の継続が求められる施設	医療施設、食料品店、交通機関、銀行、工場、 飲食店、保育所、高齢者施設、障がい者施設等	適切な感染防止策の協力要請 (24条第9項)
休止の要請を検討する施設	幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校、 大学、学習塾、劇場、映画館、運動施設、 遊興施設、娯楽施設(キャバレー、バー、カラオケ店、 パチンコ店)等	施設の使用制限 等を要請 (24条9項) ⇒左記に応じない場合、 45条2項・3項による 個別の要請・指示を 検討(施設名を公表)

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月7日改正、政府対策本部決定)(抜粋)

まん延の防止に関する措置として、まずは法第45条第1項に基づく外出の自粛等について協力の要請を行うものとする。その上で、都道府県による法第24条第9項に基づく施設の使用制限の要請を行い特定都道府県による法第45条第2項から第4項までにに基づく施設の使用制限の要請、指示等については、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極めた上で行うものとする。

## 2. 外出自粛要請（特措法第45条第1項）

参考1

- 府民に対し、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないことを要請。
- 特に、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が重なる場、いわゆる「3つの密」がより濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請。

### 【生活の維持に必要な場合（例）】

※感染防止策を講じた上で、必要最小限の人数での活動が前提

- 物資調達・・・生活必需品（食料品、日用品、医薬品等）の買い出し
- 健康維持・・・医療機関への通院、散歩・運動
- 仕事・・・・・・・・職場への出勤  
⇒ただし、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の取組みを強く要請。  
感染防止のための取組みと「3つの密」を避ける行動を強く要請。
- その他・・・・・・・・銀行、役所など

### 3. イベントの開催自粛要請（特措法第24条第9項）

参考1

➤ イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

#### 【自粛を要請する内容】

- 開催規模：大小を問わない
- 場所：**屋内、屋外を問わない**
- 種類・内容：生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

（具体例）

祭礼・地域行事、文化的イベント（コンサート、演劇、発表会等）、  
催事（物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等）、式典、講演会・研修会、スポーツ行事 等

※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、生活の維持に必要なものについては、感染拡大防止策を講じた上での実施を要請

## 4. 緊急事態措置コールセンターの設置

参考1

特措法に定める要請・指示等の措置に対する府民や事業者の疑問や不安に対応するため、新たにコールセンターを設置

### 【コールセンターの概要】

名称：緊急事態措置コールセンター

設置時期：令和2年4月7日

開設時間：平日9時～18時（4月7日は22時まで）  
※ただし、4/11（土）、12（日）は開設

受付方法：専用電話（5回線）

受付電話番号：06-4397-3299

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定